

平成17年（ワ）第87号、平成18年（ワ）第16号 遺伝子組換えイネ野外実験差
止等請求事件

原 告 山 田 稔 ほか22名

被 告 (独) 農業・食品産業技術総合研究機構

原告準備書面（23）

2009年3月26日

新潟地方裁判所高田支部 民事部 御中

原告代理人 弁護士 安 藤 雅 樹

同 神 山 美 智 子

同 柏 木 利 博

同 光 前 幸 一

同 近 藤 卓 史

同 竹 澤 克 己

同 伊 達 雄 介

同 富 山 喜 久 雄

同 馬 場 秀 幸

同 若 槻 良 宏

同 柳 原 敏 夫

本日提出された被告準備書面 4 3 について、簡略に原告らの意見を述べておく。

- 1 原告らが再鑑定を求める理由は、佐藤鑑定は鑑定事項を「取りまとめることができない」まま終了されているが、鑑定条件や試料さえ改良されれば、鑑定事項の取りまとめる可能性（GMイネの茎葉からディフェンシンが溶出する可能性について、現状よりも、より有益な知見が求められる可能性）が高いと考えるからである。
- 2 また、原告らが、佐藤教授から直接、本鑑定の結論や内容をお聞きすることを提案した趣旨は、被告が、今回の佐藤教授からの回答書に接しても、いまだに、本鑑定は「所要の結果を得て、適正に終了している」と主張され、被告側専門家の意見書まで提出しているからである。
- 3 瑣末な法解釈論はともかく、貴重な時間と経費をかけて実施された本鑑定について、ここまで当事者の評価が異なるのであれば、何らかの方法で鑑定人をお呼びしてその真実を確認してみてもどうかと考えるのが自然の道理であり、法律家の智慧であろう。原告らの多くは、長年にわたり、誇りをもってコメの生産や流通にかかわり生計をたててきたもので、これからもそうである。中途半端な結論を強いられるわけにはいかない。
- 4 本鑑定は、実験方法、実験結果の評価（バンドの観察法）ともに最先端の科学知識が求められ、弁護士という専門職には正確に認識、評価ができない代物である。このことは裁判所とて同様であろう。そうであれば、われわれは、謙虚に真相に近づく努力をすべきである。

以 上